

ゼロカーボンシティ実現に向けた共創に関する連携協定書

八王子市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、八王子市のゼロカーボンシティ（2050年二酸化炭素排出実質ゼロ）実現に向けて脱炭素なまちづくり並びに持続可能な社会構築の推進に関し、以下のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が環境・エネルギーの分野において、相互に連携・協働し、共に考え、共に創る「共創」の推進を通じて、再生可能エネルギー等の利活用や脱炭素化に向けたエネルギーへの転換に向けた施策を効果的かつ継続的に推進することで、脱炭素社会・循環型社会の実現及びレジリエンスの強化に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。なお、各号に関する具体的な内容については、別途協議のうえ定める。

- (1) 省エネ推進に向けた取組に関する事
 - (2) エネルギーの地産地消や面的利用等の推進に関する事
 - (3) 再生可能エネルギー等の利活用及び導入拡大に関する事
 - (4) 脱炭素化に向けたエネルギーへの転換（電化等）に関する事
 - (5) レジリエンスの強化に関する事
 - (6) 高尾山を代表とする豊かな自然環境の持つ多様な機能の維持・向上に関する事
 - (7) 生物多様性の保全に関する事
 - (8) 上記を始めとした「地域循環共生圏」の実現を契機とする、環境・経済・社会の統合的取組の推進に関する事
- 2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組については、甲及び乙の合意の上、決定するものとする。
- 3 本協定による取組を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。
- 4 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（連絡調整）

第3条 甲乙は、この協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じ連絡調整を行うこととする。

(協定期間)

第4条 本協定の有効期間は、締結日から5年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の60日前までに、甲乙から何らかの申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項及び必要な事項については、甲乙が別途協議し、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和4年2月10日

甲：八王子市
八王子市長

乙：東京電力パワーグリッド株式会社
常務執行役員 多摩総支社長

石森孝志

佐藤育子